

特別支援学校特別支援教育就学奨励費支給要綱

昭和 55 年 9 月 5 日
教 育 長 通 知

(趣旨)

第 1 この要綱は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」(昭和 29 年法律第 144 号。以下「法」という。)の趣旨をさらに推進するため、特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒(以下「児童等」という。)の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)及び県の設置する中学校に就学する学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級に就学する生徒の保護者等に対し、法第 2 条第 1 項の規定により県が支弁する経費以外の経費に対する特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を予算の範囲内で支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

第 2 県が支弁する就学奨励費の対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 特別支援学校の幼稚部の幼児に係る経費
 - ア 学校給食費
 - イ 通学に要する交通費
 - ウ 帰省に要する交通費
 - エ 付添人の付添いに要する交通費
 - (ア) 通学に要する交通費
 - (イ) 帰省に要する交通費
 - オ 交流及び共同学習に要する交通費
 - カ 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
 - (ア) 寝具購入費
 - (イ) 日用品等購入費
 - (ウ) 食費
 - キ 校外活動等参加費(本人経費)
 - ク 校外活動等参加費(付添人経費)
 - ケ 学用品・通学用品購入費
- (2) 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部(専攻科は除く。)の児童又は生徒に係る経費
 - ア 通学に要する交通費
 - イ 帰省に要する交通費
 - ウ 付添人の付添いに要する交通費
 - (ア) 通学に要する交通費
 - (イ) 帰省に要する交通費
 - エ 職場実習に要する交通費

- オ 交流及び共同学習に要する交通費
- カ 修学旅行の付添人の付添いに要する経費
- キ 校外活動等参加費（本人経費）
- ク 校外活動等参加費（付添人経費）
- ケ 職場実習宿泊費
- コ 学用品・通学用品購入費
- サ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (3) 特別支援学校の高等部（専攻科に限る。）の生徒に係る経費
 - ア 教科用図書購入費
 - イ 学校給食費
 - ウ 通学に要する交通費
 - エ 帰省に要する交通費
 - オ 付添人の付添いに要する交通費
 - (ア) 通学に要する交通費
 - (イ) 帰省に要する交通費
 - カ 職場実習に要する交通費
 - キ 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費
 - (ア) 日用品等購入費
 - (イ) 食費
 - ク 職場実習宿泊費
- (4) 中学校の学校教育法施行令第 22 条 3 に該当する生徒又は特別支援学級の生徒に係る経費
 - ア 学校給食費
 - イ 通学に要する交通費
 - ウ 職場実習に要する交通費
 - エ 交流及び共同学習に要する交通費
 - オ 修学旅行費
 - カ 校外活動等参加費
 - (ア) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
 - (イ) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
 - キ 学用品・通学用品購入費

2 県が支弁する就学奨励費の対象となる経費の範囲は、前項に定める経費ごとに、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和 62 年 5 月 22 日文科大臣裁定）別記 2 及び 3 の「補助対象経費の範囲」の欄に定めるとおりとする。

（支弁の区分及び対象額）

第 3 県は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第 2 条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成 29 年 4 月 3 日付け 29 文科初第 677 号。以下「算定要領」という。）に規定する方法で、保護者等の負担能力の程度に応じ令第 2 条に規定する区分を決定する。

2 県が支弁する就学奨励費の対象額は、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒

援助費補助金交付要綱（昭和 62 年 5 月 22 日文部大臣裁定）別記 2 及び 3 の「補助対象額」の欄に定めるとおりとする。

（経費に関する資料の提出）

第 4 特別支援学校等に就学する児童生徒の保護者等は長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるところにより、県が第 3 の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を、就学する学校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

（経費の支給）

第 5 第 3 の規定により県が支弁する経費は、当該児童等の就学する学校の校長に対して交付するものとし、当該校長は、金銭をもって当該児童等の保護者等に支給するものとする。ただし、経費の支給を受ける保護者等が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれがある場合は、現物をもって支給することができる。

（その他）

第 6 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給は、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和 62 年 5 月 22 日文部大臣裁定）の規定に基づき行うものとし、この要綱の実施に関し必要な事項は教育長が別に定める。